令和８年（フ）第１９１５号
福岡市早良区室見３丁目12番19－105号
ファミール　ソフィア室見
債務者　川口　宗太
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９１８号
福岡市南区折立町８－11－103、住民票上の住所佐賀県鹿島市浜町甲3386番地
債務者　木原　紫音
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９３１号
福岡市東区和白東３丁目11番13号　泉ハイツ202号
債務者　住家謙太郎
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９３９号
福岡市東区唐原１丁目16番18―301号　ＣＡＳＡ　ｄｅ　ＬＩＭＡ
債務者　長澤　礼子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９５４号
福岡県大野城市乙金東２丁目26番５号
債務者　高平　良江
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９６９号
福岡市中央区大名１丁目10番22－301号
マーヴェラス大名
債務者　三宅　優衣
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９８３号
福岡市南区塩原４丁目19番25号　メゾン・ド・クレール304号
債務者　林　　繁斗
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９８７号
福岡市博多区諸岡４丁目１番12―201号　グロリオーサⅡ
債務者　星原真奈美
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９８９号
福岡県朝倉市馬田1000番地２　松の木団地115号
債務者　手嶋八重子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０２２号
福岡県糸島市伊都の杜三丁目７番28号
債務者　川田　耕二
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０３０号
福岡市東区唐原１丁目５番28―１号　イッツ九産大前アパート103号
債務者　扇　　貞喜
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０５５号
福岡市南区曰佐３丁目38番15―202号　フローラ南曰佐
債務者　金井田一人
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０５６号
福岡市城南区宝台団地12番108号
債務者　蓑田　和明
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０５８号
福岡市東区香椎団地１番５－307号　アーベインルネス香椎　５号棟
債務者　南嶋　富子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０５９号
福岡県春日市小倉１丁目２番地　春日ルート５　303号
債務者　島田　愛菜
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０６０号
福岡県筑紫野市大字吉木1077番地４
債務者　土生　怜奈
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部